○神奈川県町村情報システム共同事業組合会計年度任 用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

> (令和2年3月25日) 規則 第1号)

最終改正 令和6年3月26日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県町村情報システム共同事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成23年条例第6号。以下「条例」という。)第27条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) パートタイム会計年度任用職員 法第 22 条の2第1項第1号に定める会計 年度任用職員をいう。
 - (2) フルタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に定める会計 年度任用職員をいう。

(1週間の勤務時間)

- 第3条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超 えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。
- 2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、管理者が定める。 (週休日及び勤務時間の割振り)
- 第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
- 2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の 勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員につい ては、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤 務時間を割り振るものとする。

(週休日の振替等)

第5条 管理者は、会計年度任用職員に前条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)を週休

日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

(休憩時間)

- 第6条 条例第5条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。 (正規の勤務時間以外の時間における勤務)
- 第7条 管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に勤務を命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 条例第23条の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用 する。

(休日)

- 第9条 条例第6条の規定は、会計年度任用職員について準用する。 (休日の代休日)
- 第10条 管理者は、会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第4条第2項及び第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下この条において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。
- 2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた 休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務すること を命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。
- 3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定 の手続等については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第11条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間 とする。

(年次休暇)

- 第12条 管理者は、次の各号の場合に該当する会計年度任用職員には、当該各号に 定める日数の有給休暇を与えなければならない。
 - (1) 1週間の勤務日が5日以上とされている会計年度任用職員、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、任用の日から6月間継続勤務

- し全勤務日の8割以上出勤した場合(第4号の規定による休暇(以下「夏季休暇」という。)を使用した場合を除く。) 次の1年間において10日
- (2) 管理者は、前項に掲げる会計年度任用職員が、任用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日(以下「6月経過日」という。)から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に、別表第1の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数
- (3) 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員(1週間の勤務時間が29時間以上である会計年度任用職員を除く。以下本号において同じ。)及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日以上216日以下であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合(夏季休暇を使用した場合を除く。)又は任用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員にあっては別表第2の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数
- (4) 1月2日からその年の6月30日までの間に任用され、任用の日から6月間継 続勤務することが予定されている会計年度任用職員(その予定されている全勤 務日の8割以上の出勤が見込まれない者を除く。)のうち、当該任用の日から の継続勤務が6月を超えることとなる日(以下本号において「特定日」という。) において、1週間の勤務日が3日以上とされると見込まれる会計年度任用職員 又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間 の勤務日が121日以上とされると見込まれるものが、当該任用の日からその年 の6月30日までの間(当該任用の日が4月2日以降である会計年度任用職員に あっては、当該任用の日から3月間)継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した 場合 当該任用の日の属する年の7月1日(当該任用の日が4月2日以降であ る会計年度任用職員にあっては、当該任用の日からの継続勤務が3月を超える こととなる日)から同年9月30日(当該任用の日が3月30日以前である会計 年度任用職員にあっては、特定日の前日)までの期間において、特定日におい て1週間の勤務日が3日以上とされると見込まれる会計年度任用職員にあって は別表第3上欄に掲げるその見込まれる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、 特定日において週以外の期間によって勤務日が定められると見込まれる会計年 度任用職員にあっては同表の中欄に掲げるその見込まれる1年間の勤務日の日 数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数

- (5) 夏季休暇を使用した会計年度任用職員が、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において、夏季休暇を使用しなかったとしたならば当該会計年度任用職員が第1号又は第3号に規定する要件に応じこれらの規定によりそれぞれ付与されることとなる年次休暇の日数から当該会計年度任用職員が既に使用した夏季休暇の日数(1時間を単位として使用した場合のその時間数を含む。)を減じて得た日数(当該日数が0を下回る場合にあっては、0)
- 2 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、 1時間を単位とすることができる。
- 3 管理者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 4 1時間を単位として与えた年次休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間(その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間)をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でない者にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間)をいう。)をもって1日とする。
- 5 年次休暇(夏季休暇及びこの項の規定により繰り越されたものを除く。)は、 20 日を限度として、次の1年間 1 に繰り越すことができる。 (特別休暇)
- 第13条 会計年度任用職員に別表第4の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。
- 2 会計年度任用職員に別表第5の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
- 3 別表第4の第9号、別表第5の第4号及び第5号の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
- 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを 勤務しないときに使用するものとする。
- 5 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

(介護休暇)

第14条 条例第21条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)の介護休暇について準用する。

この場合において、条例第21条第2項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。 (介護時間)
- 第15条 条例第21条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、在職した期間が1年以上であるものに限る。)の介護時間について準用する。この場合において、条例第21条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。
- 2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。 (休暇の承認等)
- 第16条 特別休暇(別表第5の第1号及び第2号を除く。)の承認及び休暇の請求 等の手続については、常勤職員の例による。
- 第17条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等 に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

(その他の事項)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和4年3月22日)
- この規則は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和4年10月22日)
- この規則は、公布の日から施行する。 附 則(令和6年3月26日)
- この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第12条関係)

6月経過日から起算	1年	2年	3年	4年	5年	6年
した継続勤務年数						以上
日数	1 日	2 日	4 日	6 日	8日	10 日

別表第2 (第12条関係)

1週間の勤	1週間の勤務日の日数 4日		3 日	2日	1 日
1年間の勤務日の日数		169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
任用の日から起算	6月	7日	5 日	3 日	1 日
した継続	1年6月	8日	6 日	4 日	2 目
勤務期間	2年6月	9 日	6 日	4 日	2 日
	3年6月	10 日	8日	5 日	2 日
	4年6月	12 目	9 日	6 日	3 日
	5年6月	13 目	10 日	6 日	3 日
	6年6月 以上	15 日	11 日	7 日	3 日

別表第3 (第12条関係)

1週間の勤務日の日数	5日以上	4 日	3 日	
1年間の勤務日の日数	217 日以上	169 日から	121 日から	
		216 日まで	168 目まで	
日数	3 日	2 日	1 日	

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間 が29時間以上を含むものとする。

別表第4 (第13条関係)

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が裁判員、証人、	必要と認められる期間
鑑定人、参考人等として国会、裁判所、	
地方公共団体の議会その他の官公署	
へ出頭する場合で、その勤務しないこ	
とがやむを得ないと認められるとき。	
(2) 会計年度任用職員が選挙権その他	同上
公民としての権利を行使する場合で、	
その勤務しないことがやむを得ない	
と認められるとき。	
(3) 地震、水害、火災その他の災害によ	7日の範囲内の期間
り次のいずれかに該当する場合で、会	
計年度任用職員が勤務しないことが	
相当であると認められるとき。	
ア 会計年度任用職員の現住居が滅	
失し、又は損壊した場合で、当該会	
計年度任用職員がその復旧作業等	
を行い、又は一時的に避難している	
とき。	
イ 会計年度任用職員及び当該会計	
年度任用職員と同一の世帯に属す	
る者の生活に必要な水、食料等が著	
しく不足している場合で、当該会計	
年度任用職員以外にはそれらの確	
保を行うことができないとき。	
(4) 地震、水害、火災その他の災害又は	必要と認められる期間
交通機関の事故等により会計年度任	
用職員が出動することが著しく困難	
であると認められる場合	
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は	同上
交通機関の事故等に際して、会計年度	
任用職員が退勤途上における身体の	
危険を回避するため勤務しないこと	
がやむを得ないと認められる場合	

(6) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。)の親族(別表第6の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき

親族に応じ別表第6の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

- (7) 会計年度任用職員(6月以上の任期 が定められている者又は6月以上継 続勤務している者に限る。)が結婚の 場合
- 5日の範囲内の期間

(結婚の日の5日前から当該結婚の日後 6月を経過する日までの期間内に限る。)

(8) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。)が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、勤務しないことが相当であると認められる場合

5日の範囲内の期間

(9) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

1年につき5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(10) 会計年度任用職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第5第10号を除き、以下同じ。)又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であってその出産予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあっては、14週間目)に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)の養育(以下この号において「子の養育」という。)をする当該会計年度任用職員又は当該出産に

係る孫若しくは小学校就学の始期に

当該期間内につき5日(短時間勤務職員 にあっては、その者の勤務時間を考慮し、 5日に相当する時間)の範囲内の期間

達するまでの孫の世話(以下この号に	
おいて「孫の世話」という。)をする	
当該会計年度任用職員が、子の養育又	
は孫の世話のため勤務しないことが	
相当であると認められる場合	
(11) 感染症の予防及び感染症の患者に	必要と認められる期間
対する医療に関する法律(平成10年法	
律第 114 号) により交通を制限され又	
は遮断された場合	
(12) 配偶者または子若しくは子の配偶	2日
者の出産	

別表第5 (第13条関係)

別表第5(第13条関係)	
事由	期間
(1) 6週間(多胎妊娠の場合にあって	出産の日までの申し出た期間
は、14週間)以内に出産する予定であ	
る女性の会計年度任用職員が申し出	
た場合	
(2) 女性の会計年度任用職員が出産し	出産の日の翌日から8週間を経過する日
た場合	までの期間(産後6週間を経過した女性
	の会計年度任用職員が就業を申し出た場
	合において医師が支障がないと認めた業
	務に就く期間を除く。)
(3) 生後1年に達しない子を育てる会	1日2回それぞれ30分以内の期間(男性
計年度任用職員が、その子の保育のた	の会計年度任用職員にあっては、その子
めに必要と認められる授乳等を行う	の当該会計年度任用職員以外の親(当該
場合	子について民法 (明治 29 年法律第 89 号)
	第817条の2第1項の規定により特別養
	子縁組の成立について家庭裁判所に請求
	した者(当該請求に係る家事審判事件が
	裁判所に係属している場合に限る。) であ
	って当該子を現に監護するもの又は児童
	福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 27
	条第1項第3号の規定により当該子を委
	託されている同法第6条の4第2号に規
	定する養子縁組里親である者若しくは同
	条第1号に規定する養育里親である者
	(同法第27条第4項に規定する者の意
	に反するため、同項の規定により、同法
	第6条の4第2号に規定する養子縁組里
	親として委託することができない者に限
	る。)を含む。)が当該会計年度任用職員
	がこの号の休暇を使用しようとする日に
	おけるこの号の休暇(これに相当する休
	暇を含む。)を承認され、又は労働基準法
	第67条の規定により同日における育児
	時間を請求した場合は、1日2回それぞ
1	1
	れ30分から当該承認又は請求に係る各

	い期間)
(4) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者の定めるその子の世話を行うことをいう。)のた	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者の定める時間)の範囲内の期間
め勤務しないことが相当であると認	
められる場合	
(5) 要介護者(条例第19条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護その他の管理者の定める世話を行う会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているもの)が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者の定める時間)の範囲内の期間
(6) 女性の会計年度任用職員が生理日 における就業が著しく困難なため勤 務しないことがやむを得ないと認め られる場合	必要と認められる期間
(7) 女性の会計年度任用職員が母子保 健法(昭和40年法律第141号)の規 定による保健指導又は健康診査に基 づく指導事項を守るため勤務しない	必要と認められる期間

ことがやむを得ないと認められる場	
合	
(8) 会計年度任用職員が公務上の負傷	必要と認められる期間
又は疾病のため療養する必要があり、	
その勤務しないことがやむを得ない	
と認められる場合	
(9) 会計年度任用職員(6月以上の任期	1の年度において別表第7の定める期間
が定められている者又は6月以上継	
続勤務している者(週以外の期間によ	
って勤務日が定められている者で1	
年間の勤務日が47日以下であるもの	
を除く。)に限る。)が負傷又は疾病	
のため療養する必要があり、その勤務	
しないことがやむを得ないと認めら	
れる場合(前3号に掲げる場合を除	
⟨。)	
(11) 会計年度任用職員が骨髄移植のた	必要と認められる期間
めの骨髄若しくは末梢血幹細胞移植	
のための末梢血幹細胞の提供希望者	
としてその登録を実施する者に対し	
て登録の申出を行い、又は配偶者、父	
母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄	
移植のため骨髄若しくは末梢血幹細	
胞移植のため末梢血幹細胞を提供す	
る場合で、当該申出又は提供に伴い必	
要な検査、入院等のため勤務しないこ	
とがやむを得ないと認められるとき	
(11) 妊娠中又は出産後1年以内の女性	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満
の会計年度任用職員が母子保健法第	24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、
10条に規定する保健指導又は同法第	妊娠満36週から分べんまでは1週間に
13条第1項に規定する健康診査を受	1回、産後1年まではその間に1回(医
ける場合	師等の特別の指示があった場合には、い
	ずれの期間についてもその指示された回
	数) とし、その都度必要と認められる時
	間

(12) 妊娠中の女性の会計年度任用職員 が通勤に利用する交通機関の混雑の 程度が母体又は胎児の健康保持に影 響があると認める場合 当該会計年度任用職員について定められ た勤務時間の始め又は終りにおいて1日 を通じて1時間を超えない範囲内で必要 と認められる時間

別表第6

親族	日数	
配偶者	7 0	
父母	7日	
子	5日	
	3日(会計年度任用職員が代襲相続し、	
祖父母	かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっ	
	ては、7日)	
孫	1日	
兄弟姉妹	3 日	
	1日(会計年度任用職員が代襲相続し、	
おじ又はおば	かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっ	
	ては、7日)	
 父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(会計年度任用職員と生計を一にし	
文母》)配個有文化配個有 V/文母	ていた場合にあっては、7日)	
 子の配偶者又は配偶者の子	1日(会計年度任用職員と生計を一にし	
」 シノ自に 四石 大では日間石 シノ 」	ていた場合にあっては、5日)	
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	│ ・1 日(会計年度任用職員と生計を一にし	
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉	「口(云前午及伝角職員と生前を に ていた場合にあっては、3日)	
妹	(V : / C / / D (C / /) C / (A 、 D 日 /	
おじ又はおばの配偶者	1 日	

別表第7

1週間の勤務日 の日数	5 目以上	4日	3 日	2 日	1 日
1年間の勤務日 の日数	217 日以上	169 日から216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
日数	10 日	7 日	5 日	3 日	1 日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間 が29時間以上を含むものとする。